

一般社団法人 アジア太平洋メディア情報リテラシー教育センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人アジア太平洋メディア情報リテラシー教育センターという。
また、英文名を Asia-Pacific Media and Information Literacy Education Centre とし、略称を AMILEC とする。

(目的)

第2条 この法人は、生涯学習の観点から、広く一般市民を対象として、国連及びユネスコが掲げるメディア情報リテラシー教育の基本理念に基づき、国内外、とりわけアジア太平洋の国・地域にこの教育の発展と普及を進めることにより、文化的差異を超えた国際理解と協働を推進し、世界中の子ども・青年の人間性豊かな発達および市民社会の持続的・民主的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書・視聴覚資料の出版・翻訳
- (2) 情報の収集、発信及び支援
- (3) 研究調査
- (4) 人材育成・教育支援
- (5) 国内外の会議の開催
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第2章 会 員

(入会)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会した者
- (2) 賛助会員（個人）当法人の事業を賛助するために入会した者
- (3) 賛助会員（団体）当法人の事業を賛助するために入会した団体

2 入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上10名以内
- (2)監事 1名
 - 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上4名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって「一般法人法」上の代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 「一般法人法」第65条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により理事を解任しようとする場合は、議決の前に当該理事に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 監事が次の各号の一に該当する場合には、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、解任することができる。
 - (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったとき。
 - 4 前項の規定により監事を解任しようとする場合は、議決の前に当該監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会で別に定める。

(責任の一部放棄)

第20条 当法人は、役員は「一般法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第21条 この法人に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会に対して、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第4章 総 会

(種別)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)会費および入会金の額
- (6)理事および監事の選任又は解任
- (7)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8)解散における残余財産の帰属先
- (9)その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)監事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (3)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別途規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4)借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
- (5)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)理事会は毎事業年度に、4箇月を超える間隔で2回以上開催するものとする。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長または事務局長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 この法人は剰余金を分配することができない。決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、承諾を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、承諾を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときの残余財産の帰属は、総会において議決を経て、公益社団法人または公益財団法人に贈与するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、「一般法人法」第49条第2項に定める総会の特別決議により、承諾を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長は、理事長が選任する。

2 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 この法人の設立時の社員名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 坂本 旬

設立時社員 村上 郷子

設立時社員 菅原 真悟

(設立時役員)

第58条 この法人の設立当初の役員は、第14条第一項及び第二項の規定に関わらず、次のとおりとする。

設立時代表理事(理事長) 坂本 旬

設立時理事(副理事長) 高橋 恵美子

設立時理事 村上 郷子

設立時理事 森本 洋介

設立時理事 菅原 真悟

設立時監事 斎藤 俊則

(細則)

第59条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日

から最初の総会までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人が成立の日から2013年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------|----------|------------------|
| (1)入会金 | | 2,000円 |
| (2)年会費 | 正会員 | 10,000円 |
| | 賛助会員（個人） | 一口 5,000円（一口以上） |
| | 賛助会員（団体） | 一口 50,000円（一口以上） |

6 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(法令の準拠)

第60条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般法人法」その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人アジア太平洋メディア情報リテラシー教育センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年10月10日

設立時社員 坂本 旬 印

設立時社員 村上 郷子 印

設立時社員 菅原 真悟 印